

社会福祉法人慈恵会 定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人デイサービスセンターの経営

(ハ) 老人介護支援センターの経営

(ニ) 老人短期入所事業の経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ヘ) 老人居宅介護等事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人慈恵会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を三重県伊勢市村松町 3 2 9 4 番地 1 に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を三重県伊勢市中須町402番地、三重県伊勢市村松町3355番地1、三重県伊勢市東豊浜町257番地1、三重県伊勢市竹ヶ鼻町198番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、

退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、報酬を支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (6) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (7) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (8) 定款の変更
- (9) 解散（合併または破産による解散を除く）の決議
- (10) 解散した場合における残余財産の処分
- (11) 合併の承認
- (12) 基本財産の処分
- (13) 社会福祉充実計画の承認
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1

回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印または記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名以内を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事または監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印または記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- ① 三重県伊勢市村松町字大防ノ城山3294番1所在の特別養護老人ホーム正邦苑 敷地 (1, 729.85平方メートル)
- ② 三重県伊勢市村松町字大防ノ城山3294番20所在の特別養護老人ホーム正邦苑 敷地 (122.94平方メートル)
- ③ 三重県伊勢市村松町字大防ノ城山3297番4所在の特別養護老人ホーム正邦苑 敷地 (1, 057.98平方メートル)
- ④ 三重県伊勢市村松町字大防ノ城山3296番所在の特別養護老人ホーム正邦苑 敷地 (697平方メートル)
- ⑤ 三重県伊勢市村松町字有滝道3355番1所在の特別養護老人ホーム正邦苑静乾 敷地 (2, 882平方メートル)
- ⑥ 三重県伊勢市中須町字穴堀402番所在の正邦苑城田 敷地 (1, 635.95平方メートル)

(2) 建物

- ① 三重県伊勢市村松町字大防ノ城山3297番地4、3294番地1、3294番地20所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム正邦苑 建物1棟 (1階1, 152.32平方メートル、2階1, 119.90平方メートル、3階901.38平方メートル)
- ② 三重県伊勢市村松町字有滝道3355番地1所在の鉄骨造コンクリート板ぶき2階建特別養護老人ホーム正邦苑静乾 建物1棟 (1階1, 363.35平方メートル、2階1, 439.88平方メートル)
- ③ 三重県伊勢市中須町字穴堀402番地所在の鉄骨造瓦葺2階建正邦苑城田 建物1棟 (1階492.02平方メートル、2階337.29平方メートル)
- ④ 三重県伊勢市中須町字穴堀402番地所在の鉄骨造瓦葺2階建正邦苑城田 建物1棟 (1階323.04平方メートル、2階323.04平方メートル)
- ⑤ 三重県伊勢市東豊浜町字汐附257番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建正邦苑豊浜 建物1棟 (283.73平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産

とする。

- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は第38条に掲げる公益を目的とする事業及び第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、伊勢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、伊勢市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) サービス付高齢者向け住宅の事業
- (3) 認定生活困窮者就労訓練の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸及び管理運営事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業または公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財

産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第43条 合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の承認を経て、伊勢市長の認可を受けなければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、伊勢市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を伊勢市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人慈恵会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附 則)

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとし、その任期は、この定款第10条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

理事長 倉井 邦和

理事 倉井 正治

理事 松本 純一
〃 井村 武三
〃 北岡 雅之
〃 中井 豊
〃 中井 大三
〃 高村 善春
〃 岩井 正史
〃 小寺 留男
監事 大西 信行
〃 田口 昇

- 2 この定款は認可の日（平成9年7月15日）から施行する。
- 3 この定款は平成10年9月15日から施行する。
- 4 この定款は認可の日（平成12年5月25日）から施行する。
- 5 この定款は三重県知事の認可の日（平成14年1月21日）から施行する。

評議員会の任期は、この定款第17条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

- 6 この定款は認可の日（平成14年10月24日）から施行する。
- 7 この定款は認可の日（平成14年12月6日）から施行する。
- 8 この定款は認可の日（平成15年5月28日）から施行する。
- 9 この定款は認可の日（平成15年7月16日）から施行する。
- 10 この定款は届出の日（平成16年8月31日）から施行する。
- 11 この定款は届出の日（平成16年10月29日）から施行する。
- 12 この定款は認可の日（平成16年11月24日）から施行する。
- 13 この定款は認可の日（平成17年6月23日）から施行する。
- 14 この定款は認可の日（平成18年2月14日）から施行する。
- 15 この定款は認可の日（平成18年7月27日）から施行する。
- 16 この定款は認可の日（平成19年5月31日）から施行する。
- 17 この定款は認可の日（平成19年8月29日）から施行する。
- 18 この定款は届出受理日の（平成20年4月21日）から施行する
- 19 この定款は届出受理日の（平成20年12月1日）から施行する。
- 20 この定款は認可の日（平成21年9月28日）から施行する。
- 21 この定款は認可の日（平成24年6月7日）から施行する。

(附 則)

- 1 この定款は伊勢市長の認可の日（平成25年4月11日）から施行する。
- 2 平成25年4月11日付の定款変更に伴い増員された理事1名、評議員1名の任期は、定款第6条及び第17条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(附 則)

- 1 この定款は伊勢市長の認可の日（平成25年6月13日）から施行する。
- 2 平成25年6月13日付の定款変更に伴い増員された評議員1名の任期は、定款第17条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(附 則)

この定款は伊勢市長の認可の日（平成26年10月17日）から施行する。

(附 則)

この定款は伊勢市長の認可の日（平成27年3月30日）から施行する。

(附 則)

この定款は伊勢市長の認可の日（平成28年6月20日）から施行する。

(附 則)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。